

総務省政務三役会議

平成 22 年 2 月 9 日
19:00 ~ 19:20
進行：渡辺副大臣

1 大臣挨拶

2 協議事項

3 報告事項その他

○グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース
過去の競争政策のレビュー部会（第 5 回）の結果について
(内藤副大臣)

○総務省予算執行監視チーム第 2 回会議について
(内藤副大臣)

○国家備蓄石油管理等委託費に関する事業仕分け結果について
(小川大臣政務官)

○第 1 回住民税控除の廃止 P T の開催について
(小川大臣政務官)

○公務員制度改革について (階大臣政務官)

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース 過去の競争政策のレビュー部会(第5回)の結果について(案)

1. 概要

2/1(月)開催の「過去の競争政策のレビュー部会」(第5回)においては、事務局からの政策マッピングの資料説明、中島構成員のプレゼンテーションの後、意見交換が行われた。

2. 提起された主な論点とやりとり <〔〕内は発言した構成員(敬称略)>

- 通信事業に限らず、日本の企業は、付加価値を取るような産業構造への転換が遅れ、大量生産・大量消費から中々脱皮できなかった。他分野やグローバルへの展開が産業全体に十分生じてない。マーケット自体を狭く見て同じマーケットで生き残らないといけないという意識があまりに強い。【中島】
- 労働規制と関係するところはあるが、近年、生産性がなかなか上がらないのは、相対的に低い生産性水準にある非正規雇用者を増やしてきたことが反映されている面がある。【中島】
- 北欧で電子政府が利用されているのは、市役所に行くよりもネットの方が便利のため。利用率等は、本当にその数字で比べて良いかを見ないと、日本を過小評価してしまうことになる。【北】
- 生産性においてICT活用が進んでないことを素直に認めるべき。その上で、その要因を考える必要がある。例えば、ドミナント規制の影響。ドミナント規制がある国・ない国、規制の強弱でICTの活用状況・生産性が変わるのか。規制の強弱に関する評価が難しければ、ドミナント事業者のシェアとICTの生産性をマッピングするという代替指標はある。【勝間】
- 日本の大手三社は、大変な人員削減をしているはずであり、一人当たりの人件費の高さは意外だが、これにより、一人当たりの生産性が低くなるということか。【舟田】
- 利益が人件費に応じ高くなっていれば、生産性も高くなるが、そうではない。人員削減はしていても、人材活用面で余地が残っていると推測。ただ、国ごとで単独・連結決算の差はある。【中島】
- テレフォニカ、ボーダフォンなどが海外進出している国は、旧植民地などが多い。海外展開は、その国のインフラそのもので、非常に政治的な問題もあり、簡単ではない。【北】
- 労働コストが高いところで電子政府や医療の遠隔化が進む面もあり、FTTHの普及にしても、トータルコストをどのように考えるかという観点を含めて議論すべき。【中島】
- ICT産業が身を削って、非常に安くサービスを利用できるようにして、他産業に立ち直ってもらおうという考え方と、ICTの価値に対価を求め、更に付加価値を追求し、ICT産業の拡大とともに他産業も拡大するという考え方がある。どういうパスを描くかを議論すべき。【北】
- 技術革新があり、多額の投資が必要な産業は利益率が高くないとうまくいかない。リーディング産業自体が、他産業の成長のために利益率を落として分配するのはどうか。【中島】
- 日本でICTを導入しても生産性が向上しないのは、企業風土の問題が強い気がする。企業としてメリットをどのような形で取るかを明確にすることが必要。【中島】
- 競争政策と通信料金の関係を時系列で見る必要がある。競争導入により料金が低廉化していれば、競争政策としては評価すべき。料金の低廉化が、他産業のコストダウンだけで活性化につながらないケースもあり、競争政策の問題か他の経済環境等の問題かを分けて考えることが必要。【町田】

3. 今後の進め方

黒川座長より、構成員からの指摘(ドミナント規制とICTの生産性の関係、競争政策と通信料金の関係)に関して事務局で資料を準備してほしい旨の指示があった。また、次回は、3月1日に開催し、引き続き議論を行いたい旨発言があった。

(案)

総務省予算執行監視チーム第2回会議

平成22年2月12日(金)

15:00～15:30

総務省省議室

〔次 第〕

- 1 両副大臣挨拶
- 2 平成21年度第2次補正予算執行状況等について
- 3 平成22年度予算に係る当面の執行監視について
- 4 その他

国家備蓄石油管理等委託費に関する事業仕分け結果

経済産業省「国家備蓄石油管理等委託費」に関する事業仕分け（2009年11月27日）において、第2WGの評価結果として次の通り示された。

国家備蓄石油管理等委託費 見直しを行う

廃止 0 名	自治体／民間 0 名	見直しは行わない	0 名
見直しを行う	0 名		
ア．石油の備蓄日数の縮減（消費動向反映）	10 名		
イ．タンク検査の間隔緩和	12 名		
ウ．その他	3 名		

（とりまとめコメント）

国による石油備蓄の重要性は全員が認識しているが、全員が見直しを求めた。

備蓄日数の縮減については、IEAにより備蓄は国際的にカバーされているのではないかと、また、人口減少やCO2削減に伴う石油需要減少にあわせて備蓄を減らしても問題ないのではないかという意見であった。

また、タンク検査の間隔の緩和についても全員が見直しを行うとした。消防法令の改正が必要だと思うが、安全性は十分に検証しながら、この規制緩和の可能性を探っていたきたい。

そのほか、JOGMECを含む管理費のコスト削減を求めるといった意見があった。

検査周期(間隔)の緩和検討の対象となるタンク

○事業仕分けにおいて、間隔緩和とされたタンクの検査とは、消防法に基づき市町村長等が容量1万kℓ以上の液体危険物タンクに対して行う「保安検査」。

(参考)昭和52年以降に設置されたタンクの保安検査の間隔は、8年を基本とし、内面コーティング等一定の条件を満たすものは10年又は13年にできる。
(危険物の規制に関する政令第8条の4に規定。)

○保安検査は、国家石油備蓄基地のタンク(以下「国備タンク」と略称。所有者は国。)だけではなく、民間タンクを含む全てのタンクが一律に対象となるもの。

○対象となるタンク数:589基(平成20年3月31日現在)

国備タンク:193基 (苫小牧57、むつ小川原55、志布志43、福井30、秋田4、菊間(愛媛県)4)
(内訳)10万kℓ以上:183基、1万kℓ以上10万kℓ未満:10基

民間タンク:396基 (内訳)10万kℓ以上:104基、1万kℓ以上10万kℓ未満:292基

石油類を貯蔵するタンクの規模・設置年別基数(下表)

容量	昭和52年*以降 設置(基)	昭和52年より前 設置(基)	全体基数 (基)
千kℓ未満	**	**	61,770
千kℓ～1万未満	1,183	4,395	5,578
1万kℓ以上 (うち10万kℓ以上)	589 (287)	1,775 (132)	2,364 (419)
合計	1,772	6,170	69,712

*:昭和52年に千kℓ以上のタンクの構造基準が変更された。
*:内訳は不明

平成 22 年 1 月 28 日

控除廃止の影響に係る P T について

- 所得税・個人住民税の控除見直しに伴う保険料等の負担への影響を踏まえ、医療・福祉制度に関する負担の基準の見直し・経過措置の導入など適切な措置の検討を行うため、控除廃止の影響に係る P T を設ける。
- 控除廃止の影響に係る P T のメンバーは、以下の者とする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長 小川 淳也 総務大臣政務官
古本伸一郎 財務大臣政務官
山井 和則 厚生労働大臣政務官
高井 美穂 文部科学大臣政務官
三日月大造 国土交通大臣政務官

- 控除廃止の影響に係る P T においては、所得税・個人住民税における①0 歳から 15 歳までの子どもを控除対象とする扶養控除の廃止、②16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止により影響が生じる諸制度について、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を検討し、その結果を税制調査会に報告する。

以上

平成 22 年度税制改正大綱（抜粋）

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

(中略)

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、22年度において、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止することとします(平成23年分からの適用となります)。23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても、このような観点に加え、就労している人と就労していない人との公平の観点からも検討を行ってきましたが、さらに議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組むこととします。

教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図るために創設された16歳から22歳までの特定扶養親族を控除対象とする特定扶養控除については、22年度において、高校の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(25万円)を廃止することとします(平成23年分からの適用となります)。これらの見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討します。

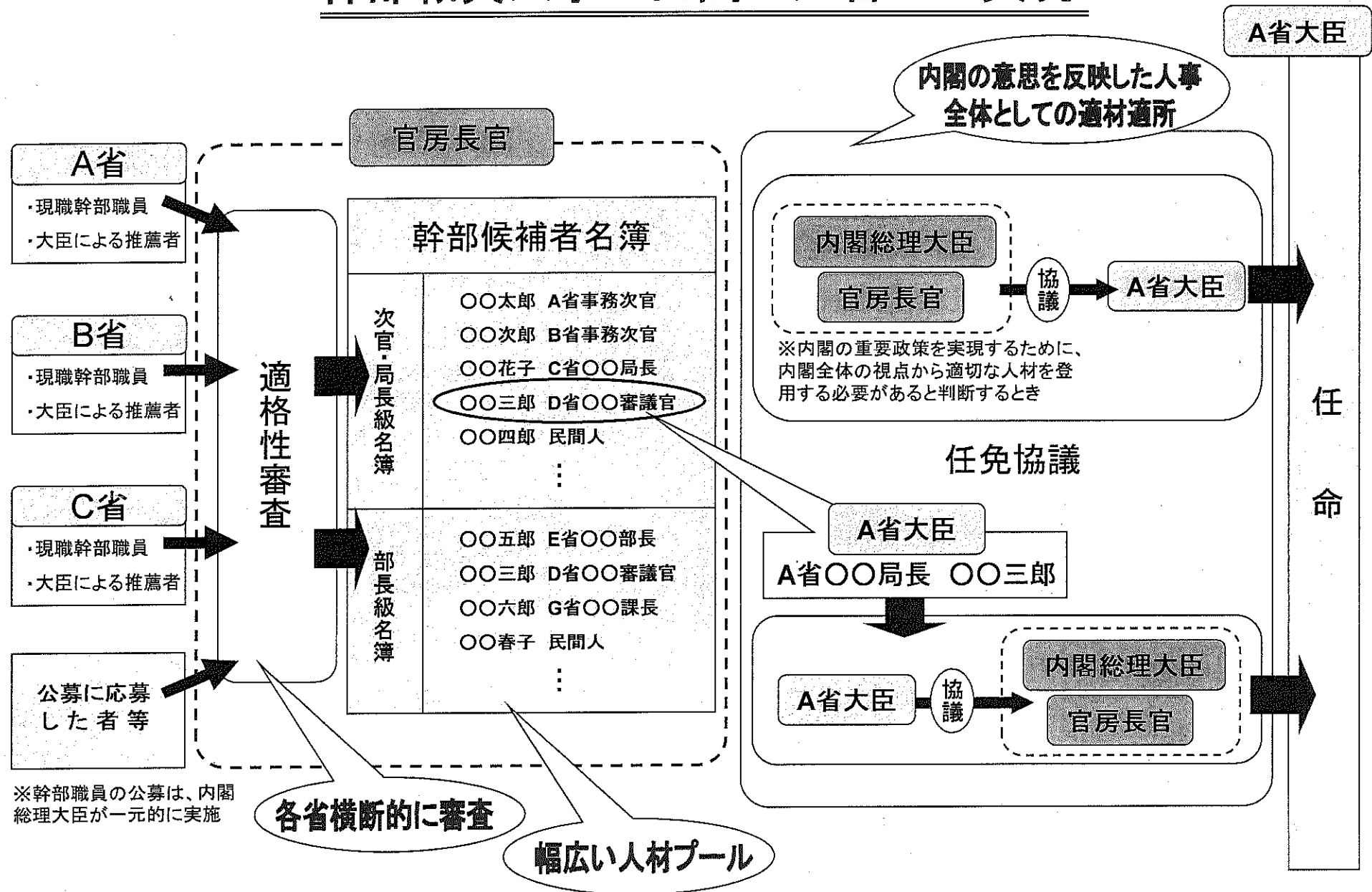
なお、所得税・個人住民税の扶養控除等について、「所得控除から手当へ」等の考え方の下で見直すことにより、現行制度においては、これらの税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度に関する負担に影響が生じることになりますが、見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じることとします。

(2) 個人住民税

(中略)

前述した通り、平成22年度税制改正では所得税において①0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除の廃止、②16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止を行います。税体系上の整合性の観点等から、個人住民税についても平成22年度税制改正において同様の措置を講じます(平成24年度分からの適用となります)。その際、扶養控除等の見直しにより国民健康保険料等に影響が生じることになりますが、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を講じることとします。

幹部職員人事の内閣一元管理の実現



国家公務員法の改正について

民間人材登用・再就職適正化センター設置関係

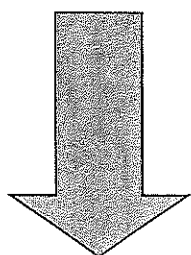
現 行

官民人材交流センター

- ① 職員の離職に際しての離職後の就職の援助
- ② 官民の人材交流(民間人材の採用及び現役職員の交流)の円滑な実施のための支援

再就職等監視委員会

- ① 再就職等規制違反行為の調査・勧告、規制の例外承認
- ② 再就職等規制の適切な運用確保のための勧告



- 官民人材交流センターのあつせんは、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、一切行わないこととし、再就職機能を大幅に縮小。
- 組織の再編統合を行い、全体として規模を縮小(定員63人→35人)。ただし、再就職等規制の監視体制は強化。

改正後

民間人材登用・再就職適正化センター (センターの下に監視等業務を行う第三者委員会を設置)

- ① 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされることになる職員の離職に際しての再就職の支援
- ② 官民の人材交流(民間人材の採用及び現役職員の交流)の円滑な実施のための支援
- ③ 再就職等規制の適切な運用確保のための勧告
- ④ 再就職等規制違反行為の調査・勧告、規制の例外承認
- ⑤ 再就職等規制の遵守に関する指導・助言

} ⇒ 委員会の事務